

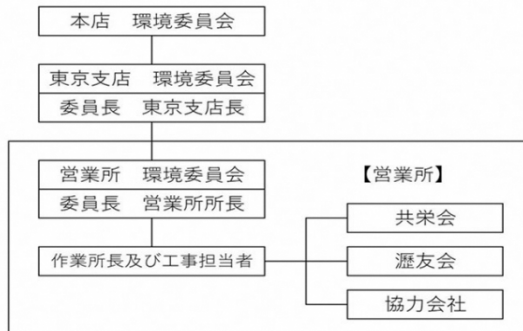
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 5月 24日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都江東区枝川2-13-1 氏 名 前田道路株式会社 湾岸営業所 所長 大場健雄 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-6666-2045	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	前田道路株式会社 湾岸営業所
事業場の所在地	東京都江東区枝川2-13-1
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	東京都管内元請完成工事高 1115百万円（令和5年度）
③従業員数	30 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃アスファルト⇒破碎⇒再生骨材 コンクリート片⇒破碎⇒再生砕石 汚泥⇒脱水・混合⇒改良土 建設混合廃棄物⇒選抜処理⇒各再生処理 廃プラスチック⇒破碎・圧縮⇒固形燃料 木くず⇒破碎・圧縮⇒木チップ

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



【環境委員会】

- 1.環境保全並びに産業廃棄物処理に関する教育及び指導
- 2.環境保全並びに産業廃棄物処理に関するパトロールの実施

【営業所】

- 1.廃棄物処理に関する委託処理業者の許可の確認と契約書の締結
- 2.マニフェストの運用管理
- 3.環境保全並びに産業廃棄物処理に関する記録の作成・報告及び保管

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	100.00 t	59.10 t
	(これまでに実施した取組)		
	①路上再生工法等の産廃のでない工法による施工 ②半たわみ性舗装等高耐久性舗装の施工による舗装の長寿命化 ③高性能常温合材の開発と販売		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	100.00 t	60.00 t
	(今後実施する予定の取組)		
	前年の実施事項の継続		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類と残土の分別は、ほぼ100%です
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 前年実施事項の継続

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
排 出 量	11,040.70 t	16,437.90 t	120.50 t	20.20 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
排 出 量	10,000.00 t	17,000.00 t	120.00 t	10.00 t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 分社化した2施設を含め、都内に5か所の破砕リサイクル施設を持っています		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 他産業発生産の産廃リサイクリングを研究・実現化を図っています		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	2,485.60 t	2,855.40 t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	2,500.00 t	3,000.00 t	－ t	－ t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	100.00 t	59.10 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	58.30 t
	再生利用業者への 処理委託量	100.00 t	59.10 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		

(第4面)－2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
全処理委託量	8,555.10 t	13,582.50 t	120.50 t	20.20 t
優良認定処理業者 への処理委託量	－ t	－ t	120.50 t	20.20 t
再生利用業者への 処理委託量	8,555.10 t	13,582.50 t	120.50 t	20.20 t
認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類
	全 処 理 委 託 量	100.00 t	60.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	60.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	100.00 t	60.00 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 自社中間処理施設の利用率を上げる		
※事務処理欄			

	【目標】				
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	木くず	建設混合廃棄物
	全 処 理 委 託 量	7,500.00 t	14,000.00 t	120.00 t	10.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	120.00 t	10.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	7,500.00 t	14,000.00 t	120.00 t	10.00 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。